

[事案 27-96] 死亡保険金支払請求

・平成 27 年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険金を請求したところ、いずれも告知義務違反により契約が解除されたことを理由に、契約解除の取消しおよび保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 10 月に契約した定期保険および平成 25 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、告知義務違反による各契約の解除を取り消し、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 終身保険の告知書は診査医によって訂正されているが、診査医が、被保険者を診察し、健康上何ら問題がないと判断し、保険加入基準を満たしていると確信を持って診断したからこそ、自ら告知書を訂正したものである。
- (2) 診査医は、定期保険よりも審査基準が高い終身保険の加入基準が満たされていると診断したのだから、定期保険も健康上何ら問題ないと診断したものと判断できる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 終身保険の告知書の一部は、診査を担当した医師が訂正しているが、これは、被保険者の意向にもとづき行われたものであり、被保険者の告知を妨げたことではない。
- (2) 被保険者は、定期保険および終身保険のいずれについても、同等に告知義務を負っており、定期保険の告知書については終身保険のように訂正がされておらず、単に、「いいえ」の欄に○印が記入されているのみであって、告知義務違反は明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、問題となっている 2 つの契約の告知書を作成した被保険者が既に死亡しているため、事情聴取を行うことができず、また、申立人は事情聴取を希望しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の主治医が作成した診療証明書等によると、被保険者に告知義務違反があったと判断せざるを得ず、診査の内容からは診査医が自ら被保険者の病状を判断するなどして告知書の回答を訂正することは困難であり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。